

# 意見の概要及びそれに対する特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の考え方

本「意見の概要及びそれに対する特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)	法
特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号)	施行令
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)	犯罪収益移転防止法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)	犯罪収益移転防止法施行令

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約し、複数の項目に該当する意見は項目ごとに都度掲載しています。

No.	意見の概要	事務局の考え方
<b>1. 第1条～第5条(「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件)関係</b>		
<b>(1) MICE施設(第1条、第2条関係)について</b>		
<b>①MICE施設の規模について</b>		
数値基準を小さくするべきという意見		
1	IRは、大都市圏だけでなく、地方にも大きな経済効果をもたらすものであり、MICE施設などの要件、基準は、地方にも配慮した下限で規定すべき。それでも経済効果や雇用効果で公共性は担保可能と考えられる。具体的には、展示施設は、1.2万㎡→6万㎡、6万㎡→3万㎡、2万㎡→1万㎡程度でよい。国際会議場も半分程度でよいと思う。宿泊施設の延べ床面積も1.0万㎡→5万㎡程度でよいとすべき。 (※) 宿泊施設については(3)参照。	<p>国際会議場施設、展示等施設の基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成30年12月4日)の基本的な視点を踏まえ、世界中から観光客を集めるこれまでにないクオリティ、カジノの収益を活用して整備を行うべき施設の外的な要件としてこれまでにないスケールを実現しつつ、民間の活力や地域の創意工夫を生かされるようにするため、我が国を代表することとなる規模等の最低基準を定めることとしたものです。</p> <p>具体的には、国際会議場施設、展示等施設の基準については、世界又は日本で開催されているMICEの開催規模、市場特性、一般的な形式等を分析した上で、国際会議場施設と展示等施設の基準を組み合わせて、国際会議場施設を重視するもの、展示等施設を重視するもの、両方をバランスよく整備するものの3つの類型を設けることとしており、IRが整備されることとなる立地地域の特性に合わせて、選択できるようにしております。</p>
2	施行令案をみると、中核施設の数値的な要件、基準が過大なものになっている。このままだと、過剰投資を誘引しかねず、大阪以外の地域での実現が難しくなると思われる。中核施設それぞれの数値基準は、おおむね半分程度でよいと設定することが適当だと思う。 (※) 宿泊施設については(3)参照。	
3	ホテルの客室総面積やMICE施設規模に関する数値基準規制は、北海道や長崎など相対的に小規模な経済圏でのIRの開発を、経済的に不可能ではないにしても、困難なものにしていくとされる。各地域のIRが日本を代表し、国際競争力を持つことを政府が目標とすることは承知しているが、刑法の賭博に関する法制に十分配慮しつつ法の目的を実現する上で、各地域において、同じ数値基準規制を適用する必要性はないと考える。政府が、審査対象に応じた基準に基づいてIRの区域整備計画の認定を柔軟に審査するとともに、各地域に同一条件の面積要件を適用しないこと提言する。 (※) 宿泊施設については(3)参照。	
4	施設の数値要件が大きいため、IRを日本全体で検討できるような規模の要件、という最低限の基準のみを示すような形が良い。 (※) 宿泊施設については(3)参照。	
5	候補地、都市型とリゾート型の別により、IR施設の最適な配置は異なると思われる。会議室と展示場の面積要件をより一層緩和していただきたい。	
6	大規模な国際会議場施設と展示場を要求する現在の規制案は特に地方におけるIRについては非現実的であり、地方振興策としての法律の趣旨に反している。より柔軟な指針を示すべきである。例えば3千人までの会議場だと1.2haの展示場が求められるが、展示場が通例は重畳の観点もあってワンフロアという前提に立つと、大都市圏ですら、想定されているIRのスペース(2.0ha)の半分以上をMICEが占めることになる。ましてや、地方においては、MICEを大都市圏同様の規模で中核に据えることは経済規模からしても想定できない。MICEを含めた様々な機能によって、インバウンド客を増やし、さらにこれを送客するという点においては、ある程度地域・事業者の創意工夫を委ねるべきではないか。	
7	現在、MICE施設については最低基準の組み合わせが一種類提示されている。この基準には会議場面積と展示会場面積の比率について3つの選択肢が提示されており、IRオペレーターが各サイトに合わせて調整することができるようになっている。MICE施設に対する需要はIRの立地によってかなり異なってくるものと見ている。東京、大阪、横浜などの大都市に立地するIRと、愛知、和歌山、長崎、苫小牧などのより小さな都市では、市場と需要の特性が異なる。MICE施設に対する基準を最終的に設定する際には、果たしてこれらの違いは考慮され、中小都市に対するMICE施設最低基準に更なる余裕を持たせてくれるのか。	
8	特定複合観光施設の中核施設の「規模」に関する考え方について、法案の国会審議における政府答弁は： ・「IRが立地される地域の特性がさまざまであることも十分に踏まえつつ、我が国を代表する規模等」 ・「IRが立地される地域の特性が様々であることも十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模」 ・「IRが立地される地域の特性などが様々であることを十分に踏まえつつ、我が国を代表することとなる規模とするなどを政令などで規定していく」 といずれも「我が国を代表する規模」と説明されている。対して、施行令案の内容に関して具体的検討を行ったIR推進会議(平成30年11月5日開催)では、従来の国会審議時の答弁に加え「これまでにないスケールを有する」というこれまで示されていない文言を新たに付加し、中核施設の規模に対して要件の「上乗せ」を行っている。 現在、我が国を代表する国際会議場施設の規模としては東京国際フォーラムの会議室収容人数5,012人(施設全体収容人数10,642人)が最大であり、同じく我が国を代表する展示等施設の規模としては東京ビッグサイトの95,420㎡が最大である。国会審議で答弁がなされた「我が国を代表する規模」は、これと同等もしくはそれ以上の規模の施設であれば要件として達成されるものであり、「これまでにないスケールを有する」という法案審議上で答弁の行われなかった新たな要件を積み増すべきではない。よって、施行令案第2条で定める「最大国際会議場収容人員の区分に応じ、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての床面積の合計」は、現在、我が国に存在する代表的な国際会議場施設および展示等施設規模を基準とし： 一 おおむね千人以上二千五百人未満 おおむね十平方メートル 二 おおむね二千五百人以上五千人未満 おおむね五平方メートル 三 おおむね五千人以上 おおむね二平方メートル とすべきではないか。	

No.	意見の概要	事務局の考え方
数値基準を大きくするべきという意見		
9	カジノの違法性阻却のためにつくる施設であるはずなのに、国際会議場6千人以上、展示等施設2万㎡以上という基準は、緩すぎる。設定したのは、国内の地域性を考慮したものと思うが、それならば、施行令案でも地域性の基準を含めるべきと思う。	
10	<p>施行令案第1条・第2条は、MICEが地域経済の振興に寄与するための物理的規模の条件であると思われる。MICEをIRの中核施設に定義された経過を見れば、昨年成立した法の法案作成のための考え方を示した平成29年8月に公表された「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ『観光先進国』の実現に向けて～」では、「世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立」とMICEを位置づけ、公共政策としての「日本型IR」を実現するために、IRの属性として備わっている「滞在型観光モデルの確立」と「世界に向けた日本の魅力発信」などは違うものとしてMICEを中核施設に位置づけている。そして、中核施設としての例示として「アジア最大級のMICE施設」と説明されている。</p> <p>しかし、法の目的を述べた第1条では、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため」あるいは、「観光旅客の来訪及び滞在を促進」などが、整備目的の要因・手法として挙げられており、一般観光とは異なるMICE施設の重要性は記述されていない。</p> <p>施行令案では、千人の収容人員の会議室を最大国際会議場収容人員ということになっているが、アジア最大級のMICEを実現するのであれば、会議室の収容人員は、1万4千人～1万5千人にするべきである。（広州国際会議場の規模が上記以上であれば、その数値にすべき）</p> <p>また、展示施設についても広州国際会議場が23万㎡であることから25万㎡以上にすべきである。しかし、大規模なMICEを日本に3箇所も作ることは、不可能と判断されたのが、規模を矮小化し、何の目的か分からない第1号、第2号、第3号が記述されている。大阪のIR基本構想案では、アジア最大ではなく事業効果が期待できない日本最大のMICE施設を整備することになっている。</p> <p>したがって、施行令案第2条の規模を規定している第1号、第2号、第3号を削除し、本文（施行令案第1条）で、「〃〃基準は、国際会議室収容人員は、一万五千人以上であること、施行令案第2条では、展示面積を、「二十五万平方メートル以上であること」とするべきである。</p> <p>上記の意見は、MICEをIRの中核施設にする必要があると考えている国の考え方を補足したものである。</p>	<p>国際会議場施設、展示等施設の基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）の基本的な視点を踏まえ、世界中から観光客を集めるこれまでにないクオリティ、カジノの収益を活用して整備を行うべき施設の外形的な要件としてこれまでにないスケールを実現しつつ、民間の活力や地域の創意工夫を生かされるようにするため、我が国を代表することとなる規模等の最低基準を定めることとしたものです。</p> <p>国際会議場施設と展示等施設の基準を組み合わせて、国際会議場施設を重視するもの、展示等施設を重視するもの、両方をバランスよく整備するものの3つの類型を設けることとしており、IRが整備されることとなる立地地域の特性に合わせて、選択できるようにしております。</p>
11	MICEも大小さまざまな基準を設定しているが、会議場の収容人数を千人以上から許容している点（施設全体で2千人以上あればよいとする。）は、MICE構想からいえば小さい方で、これでは「MICE」は名のみとなる。	
12	最大国際会議室の収容人数の最低値が千人となっているが、これでは本来のMICE施設と言えない。もし、カジノが実質解禁された場合、小規模なカジノ施設が乱立する恐れがある。	
13	展示床面積を2万㎡からとしているが、少なくともこれより3%相当600㎡のカジノを作れるようにしており、将来の日本を二カ分場だけにするのが可能となり、不当である。	
数値基準は妥当であるという意見		
14	観光客の集客とIRの収益確保を最適化するために、MICE施設は相互にシームレスに繋がった会議スペースと展示スペースの両方を備えるべきであり、地域の既存施設と融合するのではなく、相乗効果が生まれるようにすべき。MICE施設には国際的な製品発表会、VIPの講演やパフォーマンスが開催できる劇場スタイルの施設が含まれるべき。最低でも、MICE施設には大規模な会議スペース（収容人員3千～6千人収容）と大規模な展示スペース（6万㎡）が必要。それより小規模な施設では国際的な競争の面で不利になると考える。	
15	世界中から観光客を集める滞在型観光を可能にする、これまでにないスケールとクオリティを有する日本型IRの中核施設として、施行令案にある極めて大規模な施設要件がMICE施設に求められることに賛同する。他方で、世界各国がMICE振興を競う中、このような極めて大規模なMICE施設を日本型IRの本来の目的に資すべく有効に運営するには、世界でも数が限られる同等規模の施設を運営する相応の経験や実績が運営事業者に備わっていることが必須であると考えられる。そのため、国による区域整備計画の認定及び都道府県等による設置運営事業者の選定において、国及び都道府県等がMICE施設の開発計画を施設要件に照らし確認するだけでは不十分であると考えられる。今後、国によって策定される基本方針及び実施方針ガイドラインの中で、MICE施設の運営者が、大規模なMICE施設を有効に保有・運営するに足る能力を有しているか評価する手続き及び客観的な評価基準を定めることを要望する。	区域整備計画の認定等に向けた今後の検討の参考とさせていただきます。
MICE施設の規模に関するその他の意見		
16	「MICE施設の基準」は、国際会議場と展示場の大きさを基準にして3種類の組み合わせを定めているが、この基準がどのようにMICE誘致に資するのかが明確でないから、再考すべきである。	
17	<p>MICEが、IR事業者の独自判断で開催されるものであれば、運営と経営が同一体となり必要以上の運営費が生じることはない。しかし、大阪では、大阪IR推進会議などで財界の意見を聞けば、財界の要望を十分理解し、IRを運営すべきであるという意見がある。また、大阪のIR基本構想でもMICE推進・誘致体制の強化を経済界や大阪観光局が進めるとある。一見、IRの支援のように見えるが、大阪で東京のようにMICEが開催できないのは、東京開催以上に掛かるMICEの運営費を関係者が負担することができないためである。</p> <p>そして問題点は、経済界などの関係者からは、経営を考慮しない過大な要望（大阪の経済を活性化するために、経費がかかるMICEを開催する必要がある）が生じる。運営と経営責任が異なる土地信託（事業が失敗した時、その負担を土地所有者が負うという金銭信託と同じ制度）で街づくりを行い、信託事業が失敗し、大きな社会問題となった。まさに、今回のMICEを中核施設にしたことで、運営と経営責任が異なり、IR区域がスラム化する可能性を内包することになっている。</p> <p>第1条は、「特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という）第二条第一項第一号の政令で定める基準は、設置運営事業者が区域整備計画策定時に提案（MICEを魅力増進施設と位置づけることもある）したものとする。」</p> <p>第2条も、「法第二条第一項第二号の政令で定める基準は、設置運営事業者が区域整備計画策定時に提案（MICEを魅力増進施設と位置づけることもある）したものとする。」と変更すべきである。</p> <p>この変更により、IR区域のスラム化を阻止するのみならず、IR区域が地域の成長要因として機能する事になる。</p>	<p>国際会議場施設、展示等施設の基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）の基本的な視点を踏まえ、世界中から観光客を集めるこれまでにないクオリティ、カジノの収益を活用して整備を行うべき施設の外形的な要件としてこれまでにないスケールを実現しつつ、民間の活力や地域の創意工夫を生かされるようにするため、我が国を代表することとなる規模等の最低基準を定めることとしたものです。</p> <p>国際会議場施設と展示等施設の基準を組み合わせて、国際会議場施設を重視するもの、展示等施設を重視するもの、両方をバランスよく整備するものの3つの類型を設けることとしており、IRが整備されることとなる立地地域の特性に合わせて、選択できるようにしております。</p>

No.	意見の概要	事務局の考え方
18	国際会議の合計収容人員が最大国際会議施設収容人員の2倍以上と決められると、最大国際会議室3千人＋その他2千人＝合計5千人を想定していた事業者が、最大国際2千人＋その他2千人＝合計4千人に抑える可能性があり、投資規模が縮小されることが危惧される。最大国際会議場はおおむね千人以上、合計収容人数は2千人以上のみとしてはどうか。もしくは、「二倍以上を確保するよう努めること」といった努力義務にしているか。	施行令第1条では、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）を踏まえ、国際会議は、一般的な形式として、会議参加者の大多数が一堂に会するプレナリー（全体会議）とブレイクアッブ（分科会等）等で構成されることから、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であることを基準としているものです。 なお、当該趣旨を踏まえると、施行令第1条に掲げる要件を満たしていれば、申請する国際会議場施設についてはどのようなレイアウトで申請することも可能と考えます。例えば、最大国際会議室として申請された室を、他の国際会議室と接続する等により、実態上、最大国際会議室を越える大きさのレイアウトとして一体的に活用することも否定はしていません。
19	全てのIRが施行令案に規定する基準になると、施設間で来場者の奪い合いが起こる懸念があるため、認定区域整備計画の数を見直す際、地方のIRにおいては、中小の国際会議・展示場を主体とした基準を設けるよう配慮してほしい。	御意見は法附則第4条ただし書の認定の日から起算して7年を経過した場合における検討に対するものであり、現時点で答えることはできません。
<b>② 文言の解釈について</b>		
<b>「国際会議」「その他の催し」の解釈に関する意見</b>		
20	MICE振興を考える上で、「国際会議」には観光庁発行の国際会議誘致ガイドブックにあるように企業主催の「社内ミーティング」や「インセンティブ」も含まれると考えている。また、展示等施設で開催される「その他の催し」については、観光庁のホームページにあるようにスポーツ、コンサートといった文化イベントも含まれると考えているが、そのとおりでよいのか。	国際会議場施設における国際会議はICCA（国際会議協会）統計の対象となるような国際会議を想定しているものでありますが、社内ミーティングやインセンティブについても、MICEの推進において重要な要素であり、国際会議場施設を活用して、積極的に誘致することが期待されるものと考えています。 また、展示等施設はMICE施設を構成する施設として整備を求めるもので、専ら展示会、見本市に用いることを想定しておりますが、観光庁のホームページではMICEのうち「E」について「国際見本市、展示会、博覧会といったエキシビジョンや、スポーツ・文化イベントなど大小さまざまなものが含まれる広範な概念」とされていることも踏まえ、これらに準ずる催しとして、観光客向けにテーマ性を持ったイベントも含み得ると考えております。なお、専らスポーツやコンサートに用いる施設である場合はその内容に応じて法第2条第1項第3号又は第6号施設に位置付けて区域整備計画に記載されることが適切であると考えております。
21	「主として展示場、見本市その他の催しの用に供する全ての室」の「その他の催し」が、スポーツイベントやエンターテインメントも含むとの理解しているが、齟齬があれば御教示いただきたい。	
<b>「収容人員」「床面積の合計」の算入範囲に関する意見</b>		
22	多目的ホールの一部を、利用時にイスを置くなどして国際会議場として活用する前提で収容人員にカウントする事は可能か。前提として、展示等施設にはカウントしないものとする。	御質問の多目的ホールがどのようなものかは承知していませんが、施行令第1条の基準は、専ら国際会議の用に供する室の収容人員を対象としており、主たる機能が国際会議ではないホールについて対象とすることはできないものと考えています。なお、専ら国際会議の用に供する必要があると考えておりますが、国際会議の用に供するとともに、他の機能としての活用が否定されるものではありません。
23	施行令第1条における「最大国際会議室収容人員」とは、一室と認められるスペースの最大収容人員を指すものであり、運用において当該最大国際会議室を複数の室に区分けて使用することを妨げるものではないという理解でよいのか。	最大国際会議室収容人員は、最大の国際会議室が当該収容人員を満たすものとして使用できることを求めるものですが、常に当該収容人員として使用するまで求めるものではなく、開催される国際会議の規模等に応じて区分けて使用することを妨げるものではありません。
24	国際会議開催上の利点から、会議場・展示場が一体となったオールインワンMICE総合施設が不可欠であると考ええる。 法第2条第1項には「一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される第六号に掲げる施設を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう」とあるが、施行令第2条には、「全ての室の床面積の合計が当該各号に定める面積以上であることとする」とある。例えば、建物自体が分離・点在している場合、同一区域内にて、同一の事業者が一体で運営する場合には、床面積の合計として認めるといえるか。	施行令第2条の基準は、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計を対象としており、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室が、IR区域内の隣接する建物等に区分けて設置されている場合には、それらを合計したものが対象となります。一方、同条各号に掲げる基準は、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）を踏まえ、世界又は日本で開催されているMICEの開催規模、市場特性、一般的な形式等を分析した上で、我が国を代表することとなる規模等を定めるものであり、実際に我が国を代表することとなる規模等を有する施設として一体的に設置・運営される必要があると考えております。区域整備計画の認定において個別具体的に判断されることとなります。
<b>「床面積」の算出方法に関する意見</b>		
25	「●●万平方メートル」に含まれる床面積の算出方法について、明確に示されるべきと考える。例えば、建築基準法上の面積なのか、など。	施行令第2条で規定する室の床面積の合計は室内であって実際に展示会等の用に供することができる面積であり、内法面積で計算することとしています。
26	床面積の算出基準・方法について御教示いただきたい。	
<b>③ ソフト、運用について</b>		
27	MICE施設は、施行令案規定の広さだけでなく、確実な運営ができるハードとソフトの総合的な仕組が必要である。さらに、MICEを誘致し、主催者を支援する等のしっかりした能力と体制を事業者と地元が地域全体で作り上げる必要がある。	
28	観光客の集客とIRの収益確保を最適化するために、MICE施設は相互にシームレスに繋がった会議スペースと展示スペースの両方を備えるべきであり、地域の既存施設と競合するのではなく、相乗効果が生まれるようにすべき。MICE施設には国際的な製品発表会、VIPの講演やパフォーマンスが開催できる劇場スタイルの施設が含まれるべき。最低でも、MICE施設には大規模な会議スペース（収容人員3千～6千人収容）と大規模な展示スペース（6万㎡）が必要。それより小規模な施設では国際的な競争の面で不利になると考える。	
29	世界中から観光客を集める滞在型観光を可能にする、これまでにないスケールとクオリティを有する日本型IRの中核施設として、施行令案にある極めて大規模な施設要件がMICE施設に求められることに賛同する。他方で、世界各国がMICE振興を競う中、このような極めて大規模なMICE施設を日本型IRの本来の目的に資すべく有効に運営するには、世界でも数が限られる同等規模の施設を運営する相応の経験や実績が運営事業者には備わっていることが必須であると考えられる。そのため、国による区域整備計画の認定及び都道府県等による設置運営事業者の選定において、国及び都道府県等がMICE施設の開発計画を施設要件に照らして確認するだけでは不十分であると考えられる。今後、国によって策定される基本方針及び実施方針ガイドラインの中で、MICE施設の運営者が、大規模なMICE施設を有効に保有・運営するに足る能力を有しているか評価する手続き及び客観的な評価基準を定めることを要望する。	区域整備計画の認定等に向けた今後の検討の参考とさせていただきます。
30	MICEについてはその規模を定めているが、これで果たして魅力的な施設となるであろうか。そのビジョンが見えてこない。MICE稼働率、収益率などの向上を促すような仕組み作りが必要である。現状ではMICEはカジノの規模を大きくするための道具しか見えない。カジノの規模をあえて抑制的に規制すれば、MICEその他の施設での集客を工夫せざるを得なくなり、良い方向に向かうのではないのか。	
31	施行令案第2条第1号から第3号までのいずれを選択しても良いことになるが、評価上も同等となるように配慮してほしい。都道府県等によって、MICE施設の整備状況が異なるため、どれを選択しても評価上の違いが生じるのは避けたい。	

No.	意見の概要	事務局の考え方
<b>(2) 魅力増進・送客施設(第3条、第4条関係)について</b>		
<b>① 魅力増進施設・送客施設の基準について</b>		
32	魅力増進施設や送客施設については、基準さえ示されていない。法の附帯決議第2項で、「適切な基準を設けると」とされたことに説明できないと思う。	法第2条第1項第3号の施設については、施設が満たすべき基準ではなく、施設そのものについて政令で定めるものとされていることを踏まえ、施行令第3条では、劇場、音楽堂、博物館等の施設を例示することとしたものです。当該施設の事業の内容等に関する基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成30年12月4日)を踏まえ、基本方針等において検討していくこととしております。 法第2条第1項第4号の施設については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめを踏まえ、観光案内に係る現状・課題に対応した基準を設けることとしたものです。
33	観光など魅力増進施設については、その施設の内容を民間業者任せに以上、施設は義務化さえされていない。これでは、カジノホテルと提携した観光のみを案内すれば足るものとなり、地域全体の魅力増進にはならない。	我が国の観光の魅力の増進の促進に資する施設については、法第2条第1項第3号において、施設が満たすべき基準ではなく、施設そのものについて政令で定めるものとされていることを踏まえ、施行令第3条では、劇場、音楽堂、博物館等の施設を例示することとしたものです。
34	我が国の観光の魅力の増進に資する施設について、その規模や質の担保、数などの基準が全く定められていない。日本の魅力を発信するためのIRではないのか。カジノと主客転倒にならないように、基準を設けるべきである。また、IRに來場する子どものための施設の基準、とりわけ子どもがカジノの影響を受けないための施設の基準を設けるべきである。	なお、当該施設における事業の内容等に関する基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成30年12月4日)を踏まえ、基本方針等において検討していくこととしております。
<b>② 文言の解釈について</b>		
<b>魅力増進施設の範囲に関する意見</b>		
35	「我が国の観光の魅力の増進に資する施設」の要件は、(1) 我が国の観光の魅力の増進に資する、(2) 劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他施設であれば足りるものであり、当該施設に行う活動の内容が必ずしも「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした」ものに限定されることはないという理解でよい。当該施設に行う活動の内容は専ら「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした」ものに限定されるという趣旨のものである場合、当該施設に行うことができるコンテンツまで厳しい制約を設定することは、(1) 顧客のニーズと乖離することにより、観光需要の創出や滞在の促進、並びに特定複合観光施設の効率的な活用を阻害する可能性がある点、(2) 民間の創意工夫を導き出すという法の趣旨に合致しない恐れがある点、(3) 施行令第1条及び第2条における国際会議場施設及び展示施設の活用については、「主として」という条件を設けていたことにより柔軟性を与えている点から、次のとおり本条の修正を御提案させていただきたい。  【修正案】 (我が国の観光の魅力の増進に資する施設) 第二条 法第二条第一項第三号の政令で定める施設は、我が国の観光の魅力の増進に資する主として我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他活動を行う劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする。	法第2条第1項第3号において、我が国の観光の魅力の増進に資する施設は、「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設」と定義されており、「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行う」ものに限定されており、法の定義に合わない内容を政令で規定することはできません。
36	法第2条第1項第3号(3号施設)及び施行令第3条の施設と法第2条第6号(6号施設)の施設の要件として、それぞれ「観光の魅力に資する」(3号施設)と「観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する」(6号施設)が定められているが、各要件の違いについて御教示いただきたい。また、施行令第3条において列挙されている施設は例示に過ぎないもので、例えばテーマパークのような遊園施設やショッピングモールのような商業施設も本条の施設(3号施設)として認められる可能性があるという理解でよい。	法第2条第1項第6号の施設は「前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設」と定義されており、同項第1号から第5号までの定義に該当しない集客施設を想定しております。例えば、施行令第3条の例示として挙げられている劇場、博物館、美術館等であっても、我が国の観光の魅力の増進に資するものでなければ、法第2条第1項第6号の施設として扱われる可能性があります。 また、施行令第3条に挙げられている個別の施設は例示であって、その他の施設も認められる余地はありますが、法第2条第1項第3号の定義にある「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設」であることは必要です。 いずれにしても、当該施設における事業の内容等に関する基準については特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成30年12月4日)も踏まえ、基本方針等において検討していくこととしております。
37	民間事業者が検討する施設が、魅力増進施設に該当するか否かの判断が下るのはいつか。区域整備計画申請時は遅すぎる一方、あまり早く創意工夫のアイデアが公開されるのも困る。	
38	「我が国の観光の魅力の増進に資する」とあるが、我が国の観光の魅力の増進に資する施設として認められる条件等があれば、御教示いただきたい。「劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストラン、その他の施設」であれば、全て我が国の観光の魅力の増進に資する施設として認められるというのか。	
39	「その他の施設」にはどういった施設が含まれるか御教示いただきたい。ショッピングモールも「その他の施設」に含まれるという認識でよい。(日本製の物品を販売しければ認められる等条件があれば御教示いただきたい。)	
40	IR施設には、噴水ショーや野外イベントスペース等の屋外空間が重要な観光集客施設となっているものが多数ある。第3号施設には、広場や野外劇場、修景施設(噴水・植栽等)の屋外空間も対象となることを明確に記載していただきたい。	法第2条第1項第3号の「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設」として、都道府県等や民間事業者の創意工夫により多種多様なものが提案されることが想定されるため、施行令第3条では対象となる施設を例示することと定めています。当該施設における事業の内容等に関する基準については特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成30年12月4日)も踏まえ、基本方針等において検討していくこととしております。なお、個別の施設が第3号に該当するかどうかにあつては、区域整備計画の認定において判断されることとなります。
41	概要版には、「都道府県等や民間事業者の創意工夫がいかせるよう、具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者が委ねる。」とあるので、その他の施設がそのような位置付けであること、委ねる場合の手続等を明記していただきたい。	
42	IR施設に関する設定基準には、主な施設機能それぞれに対して専用の建築物が特定の区画を設けることを条件とする意図があるように見える。この基準に従えば、大会議場を同時に大展示場として見なすことが禁じられることになる。これは、非常に合理的なものだと思う。同様の基準がより小型の施設や特定用途の区画にも適用されることがあるのが知りたいところ。例えば、特定の区画をスケートリンクとして主に冬の期間に使い、より暖かい期間には同じ区画を地元のアート工芸品展示会場として使うことができるのか。提示された施行令第3条の中で基本的に「観光魅力増進施設」と呼ばれる区画に関するものである。	
<b>送客施設の文言の解釈に関する意見</b>		
43	送客施設の提案にあたり、「十分な施設規模」に関して具体的な数字を示してほしい。	特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成30年12月4日)を踏まえ、それぞれのIRの特性や利用者のニーズが様々であることから、施設の種類としてその規模を一律に定めるのではなく、多数の来訪者のニーズに対応し、送客機能を適切に発揮するため、適当な規模の対面による情報提供・サービスの手配・待合のための設備を有することを求めることとしております。
44	「適度な規模」とあるが、どの程度の規模を想定されているか御教示いただきたい。	
45	「対面による情報提供及びサービス」とあるが、IRの特性上、24時間稼働する施設を複数運営しているため、利用者は時間を問わずに任意のタイミングで観光旅行に関する情報提供を受けられることが望ましいと考える。情報提供の手法として、IR事業者の創意工夫で、対面以外の方法のみで運営することも想定されている。(Web、アプリ、客室内のパーソナル端末での運営等)	施行令第4条第1号において「対面による情報提供及びサービスの手配のための設備」を有することを求めており、対面で情報提供等を行うことは必要ですが、常時対面で情報提供を行うことまで求めるのではなく、都道府県等及び民間事業者の創意工夫により、対面以外の方法も活用しながら、効果的に情報提供等を行うことが期待されます。
46	施行令第4条第1号の「適当な規模の待合の用に供する設備」は、同条第2号に掲げる各機能を有する施設(例えば送客施設の待合の用に供するスペース)と共用して用いることを妨げるものではないという理解でよいのか。	施行令第4条各号はいずれも国内における観光旅行の促進に資する施設が満たすべき基準を規定しているものであり、第1号の基準を満たす設備において、第2号の機能が提供されることが求められます。

No.	意見の概要	事務局の考え方
47	「複数の外国語」とあるが、何か国語対応を想定されているか。IR事業者側で差異が出ないよう、基準があれば御教示いただきたい。	施行令第4条第2号の基準は複数の外国語であることのみを規定しており、その具体的な数について定めるものではありません。なお、御参考までに申し上げますれば、日本政府観光局が実施する外国人観光案内所認定制度では、全国レベルでの観光案内に対応するカテゴリー3において、英語とそれ以外の2以上の言語での対応を求めていますので、これも参考にいただければと考えております。いずれにしても、施設の基準等について必要な事項があれば基本方針等で定めることを検討してまいります。
48	施行令第4条第2号イでは、国内における観光旅行の促進に資する施設の基準として「我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的效果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務」を行う機能を求めているが、「視聴覚的效果を生じさせる表現」が今後、必ずしも効果的な表現技術であり続けるとは限らない。将来的な科学技術の発展およびその変遷を前提とするならば、法令が特定の固定された技術様式の利用を指定すべきではなく、本号における記載は「先端技術を利用した効果的な方法」という表現に収めておくべきではないか。	施行令第4条第2号イにおいて、「視聴覚的效果を生じさせる表現」はVR等の最先端技術を想定したものであるが、あくまで「効果的な方法」の例として挙げたものであり、それ以外の方法を排除するものではなく、都道府県等や民間事業者の創意工夫を生かした効果的な方法により、我が国における各地域の観光の魅力に関する情報が提供されることが期待されます。
49	施行令第4条は、同条第1号の設備及び同条第2号の各機能を有する施設を特定複合観光施設の区域内に設置することで足りるものであり、当該各機能を有する施設を必ずしも一施設若しくは隣接して設置する必要ではなく、事業者の創意工夫により適材適所に配置することを妨げるものではないという理解でよいか。	施行令第4条の第1号と第2号イから二までの基準はいずれも国内における観光旅行の促進に資する施設が満たすべき基準として規定しているものであり、各基準を満たす別々の施設を国内における観光旅行の促進に資する施設として認めることはできません。
<b>③ソフト、運用について</b>		
50	日本型IRが、日本ならではの独自性と国際競争力を保持し、日本を観光先進国に引き上げる観点から、中核施設を定めた法第2条第1項第1号から第5号の中でも、とりわけ、第3号「我が国の伝統、文化、芸術等を活かした公演等による観光の魅力増進施設」、第4号「送客施設」の重要性は高いと考えられる。 第一に、第3号、第4号の基準・要件に関する政令の制定において、(1)実名入りで実現性が担保、(2)地域社会の支持、(3)IR区域を起点とした広域波及計画（IR区域内ハードのみならず、運用組織や広域連携体制整備）、の要件化を盛り込むことを要望する。 第二に、政令の運用（基本方針、とくにIR区域整備計画の選定・認定基準）において、第3号、第4号計画の重点的な評価、とくに、(1)実名入りで実現性が担保、(2)地域社会が支持、(3)IR区域を起点とした広域波及計画（IR区域内ハードのみならず、運用組織や広域連携体制整備）、を重視することを要望する。	
51	観光魅力増進施設は、施行令案には施設の種類の規定がないだけに、実施においてソフトとコンテンツが優れたものを厳選する必要がある。	
52	選択する魅力増進施設によって、事業採算性には違いが出てくる。提案する上では、その事業採算性、地域の特性などを考慮して行うので、純粋に提案内容の魅力で評価していただきたい。投資規模が大きいものという評価ではないことを期待する。	区域整備計画の認定等に向けた今後の検討の参考とさせていただきます。
53	国内観光旅行促進施設については、施行令案規定の設備および機能を形式的に充足すればよいというものではなく、目的を達成できる優れたノウハウと信頼性が重要である。	
54	日本の観光地の魅力を紹介するユニークな実体験のように感じられる体験を提供するために、オーバーレイ型AR、VR、ロボティクス、AI、ICT、データ分析など、最先端技術をシームレスに取り入れた送客施設はIRの重要な構成要素であるべき。インタラクティブ・テクノロジーの急速な進歩により、データ分析やパーソナリティは個人個人にカスタマイズされたコンシェルジュ体験に変革をもたらすだけでなく、将来これらの分野での継続的な革新につながる新たなインサイトをもたらすであろうと予想している。空間デザインと運営は、日本の豊かな文化と習慣を尊重・遵守しながらも、その大きさと外国人客への多言語対応の両面で、世界屈指の観光地としての日本を体現したものであるべき。	
<b>(3) 宿泊施設（第5条関係）について</b>		
<b>① 宿泊施設の規模について</b>		
数値基準を小さくするべきという意見		
55	IRは、大都市圏だけでなく、地方にも大きな経済効果をもたらすものであり、MICE施設などの要件、基準は、地方にも配慮した下限で規定すべき。それでも経済効果や雇用効果で公共性は担保可能と考えられる。具体的には、展示施設は、1.2万㎡→6万㎡、6万㎡→3万㎡、2万㎡→1万㎡程度でよい。国際会議場も半分程度でよいと思う。宿泊施設の延べ床面積も1.0万㎡→5万㎡程度でよいと思う。 (※) MICE施設については(1)参照。	
56	施行令案をみると、中核施設の数値的な要件、基準が過大なものになっている。このままだと、過剰投資を誘引しかねず、大阪以外の地域での実現が難しくなると思われる。中核施設それぞれの数値基準は、おおむね半分程度でよいと思う。 (※) MICE施設については(1)参照。	宿泊施設の基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）の基本的な視点を踏まえ、世界中から観光客を集めるこれまでにないクオリティと、カジノの収益を活用して整備を行うべき施設の外形的な要件としてこれまでにないスケールを実現しつつ、民間の活力や地域の創意工夫を生かされるようにするため、我が国を代表することとなる規模等の最低基準を定めることとしたものです。
57	ホテルの客室総面積やMICE施設規模に関する数値基準規制は、北海道や長崎など相対的に小規模な経済圏でのIRの開発を、経済的に不可能ではないにしても、困難なものにしてしまうとされる。各地域のIRが日本を代表し、国際競争力を持つことを政府が目標とすることは承知しているが、刑法の賭博に関する法制に十分配慮しつつ法の目的を実現する上で、各地域において、同じ数値基準規制を適用する必要性はないと考える。政府が、審査対象に応じた基準に基づいてIRの区域整備計画の認定を柔軟に審査するとともに、各地域に同一条件の面積要件を適用しないこと提言する。 (※) MICE施設については(1)参照。	具体的には、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめを踏まえ、諸外国のIRの宿泊施設や世界水準の宿泊施設の総客室数、一部屋当たりの客室面積等を参考に、総客室面積の合計として1.0万㎡を基準としております。一方、総客室数や一部屋当たりの客室面積等の詳細な要件は設けず、IRへの来訪者数や客層に合わせ、地域の創意工夫が生かされるような基準としております。
58	施設の数値要件が大きいので、IRを日本全体で検討できるような規模の要件、というか最低限の基準のみを示すような形が良い。 (※) MICE施設については(1)参照。	
59	1.0万㎡という構成にもよるが2千室程度が想定され、地方においては逆に地元の事業者との共生が図れないなどの問題も考えうるなど、非現実的なものと考えられる。それぞれの市場規模に応じた対応ができるような基準とすべきであり、また国内の各種産業との協調が図られるような仕組みが望ましい。	「日本型IR」は、幅広く世界中から観光客を呼び込むものであり、新たな需要を生み出すものと考えております。例えば、公共政策としてIRを導入することを決定したシンガポールでは、2つのIRの導入前後5年（2009年と2014年）を比較した場合、同国全体のホテル客室数が30%増加する一方、ホテル稼働率が1.3%、また、客室単価が3.6%上昇しており、IR区域外の事業者に対しても大きな経済波及効果をもたらしていること承知しております。なお、各客室の面積の下限は設けておらず、宿泊施設の設計に当たっては、客室の面積、スイートルームの面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合について、諸外国のIRの宿泊施設等の状況を踏まえつつ、地域の特性や民間の創意工夫を生かし、適切なものとするのが求められます。
60	客室面積の合計1.0万㎡以上は、地方都市等の立地によっては、需要に対して過剰供給を求めることになり、適正な投資とならない可能性があると共に、地域の既存宿泊施設に価格競争を生じさせる可能性がある。客室面積の下限については、各自自治体が地域の実情に応じて設定できるようにすべき。	また、IR区域の整備は地域における経済・雇用情勢等に大きな影響を与えることから、法では、区域整備計画の作成に当たり地元において十分な合意形成を図るとともに、地元の合意を得た区域整備計画に従ってIR事業を実施することをIR事業者には義務付けています。

No.	意見の概要	事務局の考え方
<b>数値基準を大きくするべきという意見</b>		
61	宿泊施設の基準として、客室についてその全床面積合計 1 0 万㎡以上などを定める。しかし、これはカジノ客中心のホテルとなるもので、その内容についてIR業者任せにするのは不当である。これでは、第二の東南アジアカジノホテルを作るのかと思わせる。	IR施設は、カジノ施設と法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる施設で構成される一群の施設（第 6 号施設を整備する場合は第 6 号施設も含む。）を、これまでにないスケールとクオリティで整備する総合的なリゾート施設であり、カジノへの来訪者のための宿泊施設ではありません。 また、宿泊施設の基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成 3 0 年 1 2 月 4 日）の基本的な視点を踏まえ、世界中から観光客を集めるこれまでにないクオリティと、カジノの収益を活用して整備を行うべき施設の外的な要件としてこれまでにないスケールを実現しつつ、ビジネスモデルが各地域において大幅に異なることから、民間の活力や地域の創意工夫を生かされるようにするため、我が国を代表することとなる規模等の最低基準を定めることとしたものであり、御指摘は当たらないものと理解しております。
<b>数値基準は妥当であるという意見</b>		
62	「観光先進国」の実現のために、日本型IRを構成する誘客施設の一部である宿泊施設を「相当程度大規模なもの」とする必要があり、施行令案にある、客室の床面積の合計を 1 0 万㎡以上とする基準が定められたものと理解する。他方で、このような大規模な宿泊施設を日本型IRの本来の目的に資すべく有効に運営するには、海外からの観光客を多数誘客する相応の経験や実績が宿泊施設を運営する事業者に携わっていることが必須であると考え。そのため、国による区域整備計画の認定及び都道府県等による設置運営事業者の選定において、国及び都道府県等が宿泊施設の開発計画を施設要件に照らして確認するだけでは不十分であると考え。今後、国によって策定される基本方針及び実施方針ガイドラインの中で、宿泊施設の運営者が、大規模な宿泊施設を有効に保有・運営するに足る能力を有しているか評価する手続及び客観的な評価基準を定めることを要望する。	区域整備計画の認定等に向けた今後の検討の参考とさせていただきます。
<b>② 文言の解釈について</b>		
<b>客室のうち最小のものの床面積等の基準に関する意見（明確でない等）</b>		
63	宿泊施設に対する要求（概要 1 4（2））は「実情を踏まえ適切なもの」としているが、これではIR事業者まかせ、すなわち丸投げに等しく規制には当たらない。	施行令第 5 条に規定する宿泊施設の基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成 3 0 年 1 2 月 4 日）を踏まえ、施行令第 5 条第 1 号において、共通の基準として、全ての客室の床面積の合計がおおむね 1 0 万㎡以上であることとした上で、第 2 号では、民間事業者が実際に宿泊施設を設計する際の考え方を示しています。このため、宿泊施設の設計に当たっては、客室の面積、スイートルームの面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合について、諸外国のIRの宿泊施設等の状況を踏まえつつ、地域の特性や民間の創意工夫を生かし、適切なものとする事が求められます。
64	宿泊施設の基準について、「床面積」や「割合」といった具体的な数字が前提となる事項を掲げているにもかかわらず、それが単に「適切なものであること」ということが判断基準となっており、予測可能性に乏しい抽象的な基準となっている。できる限り具体的な基準とするべく、少なくとも、最低基準だけでも設けるべきではないか。	
65	施行令第 5 条第 2 号イ～ハの面積及び割合に関する適切な基準は示されるのか。	
66	宿泊施設の割合や面積を評価の対象とするなら、数値の定義を明確にしていきたい。財務計画に影響し、ひいては資金調達に影響するので早めに確認したい。	
<b>「客室の床面積」の算出方法に関する意見</b>		
67	客室面積や床面積の定義を明確にしていきたい。客室面積であれば、壁芯面積なのか、内法面積なのか。また床面積であれば、延床面積なのか施工床面積なのか。	施行令第 5 条で規定する宿泊施設の基準では、全ての客室の床面積の合計がおおむね 1 0 万㎡以上としています。客室の床面積は室内であって実際に宿泊の用に供することができる面積であり、宿泊業に係る事業法である旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）等を参考にしつつ、内法面積で計算することとしています。
<b>③ ソフト、運用について</b>		
68	「観光先進国」の実現のために、日本型IRを構成する誘客施設の一部である宿泊施設を「相当程度大規模なもの」とする必要があり、施行令案にある、客室の床面積の合計を 1 0 万㎡以上とする基準が定められたものと理解する。他方で、このような大規模な宿泊施設を日本型IRの本来の目的に資すべく有効に運営するには、海外からの観光客を多数誘客する相応の経験や実績が宿泊施設を運営する事業者に携わっていることが必須であると考え。そのため、国による区域整備計画の認定及び都道府県等による設置運営事業者の選定において、国及び都道府県等が宿泊施設の開発計画を施設要件に照らして確認するだけでは不十分であると考え。今後、国によって策定される基本方針及び実施方針ガイドラインの中で、宿泊施設の運営者が、大規模な宿泊施設を有効に保有・運営するに足る能力を有しているか評価する手続及び客観的な評価基準を定めることを要望する。	区域整備計画の認定等に向けた今後の検討の参考とさせていただきます。
69	スイートルームに関して、客室総数におけるスイートルームの比率が諸外国の宿泊施設等の現状を踏まえた適切なレベルにあることが求められているところ、その比率は、ターゲットとする顧客層やそのニーズ動向、またIRの立地などを踏まえ、各社が事業戦略として決定するものとする。今後の国による基本方針や実施方針ガイドラインの策定にあたり、当該比率については、立地地域の特性や事情を考慮しつつ、民間の活力と地域の創意工夫を活かすことを可能とする、柔軟な基準とする必要があると考える。ついては、政府として事業者からも前広に意見を募ること及び立地地域の特性や事情を踏まえた民間の創意工夫を可能とする基準とすることを要望する。	
70	宿泊施設は、施行令案の「利用者の需要の高度化及び多様化」対応が重要である。従って、客室・スイートルームの最小面積とスイートルームの割合が大きいものであることはもちろん、複数のホテルと旅館が必要である。	施行令第 5 条の要件を満たせば、複数のホテルと旅館が存在することは可能であると考えております。

No.	意見の概要	事務局の考え方
<b>(4) その他</b>		
<b>「おおむね」と認められる範囲に関する意見</b>		
71	中核施設の具体的な規模基準において、「おおむね〇人以上〇人未満の場合はおおむね〇平方メートル以上」というのは、きちんと数が数えられる数値に対して、あいまいすぎる基準と思う。このような施行令は、これまでほとんどないと思う。これまでの施行令で「おおむね」が使われるのは、きちんと数値が測れないものに対して使われているのではないかと。厳格な基準であるべきなのだから、「おおむね」は使うべきでないと思う。	<p>施行令第1条、第2条及び第5条における数値基準について「おおむね」としたのは、区域整備計画の認定等に当たって、申請者が数値を満たすものとしておりましたが、事後的に技術的な課題等により数値から僅かに乖離することになった場合に認められないといった事態を避ける等のためこのような規定としたものです。なお、「おおむね」と認められる範囲については、申請後の事後的な事情により生じる変更が区域整備計画に記載の面積のみの場合等において個別具体的に判断されることになると考えております。</p>
72	国際会議場施設及び展示場施設（MICE施設）の基準について、収容人員や面積の数値に「おおむね」とあり、今後の調整余地と解釈しているが、その許容範囲はどのタイミングで明示されるのか。それとも民間事業者の判断に委ねるのか。	
73	国際会議場施設及び展示場施設（MICE施設）の基準に関する「おおむね」について、評価の対象とするなら、数値の定義を明確にしていきたい。財務計画に影響し、ひいては資金調達に影響するので早めに確認したい。	
74	「おおむね千人以上、」とあるが、「おおむね」と認められる範囲については、施行規則等、何らかの形で示されるべきと考える。又は、示される文書等について開示してほしい。	
75	「おおむね●●人以上」や「おおむね●●万平方メートル以上」等、「おおむね」との記載があるが、「おおむね」と認められる範囲については、何らかの形で示されるべきと考える。又は、示される文書等について開示してほしい。	
76	宿泊施設の全ての客室の床面積の合計数値に「おおむね」とあり、今後の調整余地と解釈しているが、その許容範囲はどのタイミングで明示されるのか。それとも民間事業者の判断に委ねるのか。	
77	「おおむね十平方メートル以上」とあるが、「おおむね」と認められる範囲を御教示いただきたい。	
<b>「特定複合観光施設」全般に関するその他の意見</b>		
78	特定複合観光施設は、既存施設を転用するのではなく、ゼロから一体的に整備するものとし、そのスケールは十分大きいものであること。	<p>区域整備計画の認定等に向けた今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
79	特定複合観光施設はスケールだけでなくハード・ソフトともにクオリティの高いものとなるようにすること。	
80	他の国にあるIR等の建造物と同様のものは避け、独自性がある特定複合観光施設区域のシンボルとして国際的に有名になるような施設が望ましい。	

No.	意見の概要	事務局の考え方
<b>2. 第6条（専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限）関係</b>		
<b>ゲーミング区域の床面積の上限の定め方に関する意見（絶対値による定めも行うべき等）</b>		
81	カジノ施設の床面積の上限については、特定複合観光施設区域整備推進会議が平成29年8月に公表した「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」でも、「依存症予防等の観点から、区域の数を少数に限る旨の附帯決議が付されていることを踏まえ、IR施設全体の大きさに比例してカジノ施設が無制限に広がることも容認すべきではないことから、相対的な位置付けのみではなく、上限値（絶対値）でもカジノ施設の面積の規制を設けるべきである。」と明記されていたものである。実際、ギャンブルにのめり込んでいるもしくはその危険性が高い者からみれば、カジノ以外の施設が広いことからカジノを利用する可能性が低くなるということにはならず、カジノへののめり込みを防止するとの観点からは他の施設との割合だけではなく当該施設自体の広さをも問題とすべきである。にもかかわらず、施行令案は、カジノ施設の床面積の上限を、IR施設全体の大きさに比例した割合（3/100）としてのみ定め、上限値（絶対値）の定めを欠いている。これでは、IR施設全体が大きければ大きいほど、その大きさに比例して「カジノ施設が無制限に広がる」となるから、妥当でない。	IRの立地地域や規模が未確定である状況では、規模の上限を絶対値で定めることによりカジノ事業の収益を活用して整備されるIRの施設規模が制限される可能性もあり、法の目的である国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するという目的の制約要因となりにかたないため、施行令第6条においては、絶対値による規制ではなく、割合による規制とすることが適切であると考えております。 なお、御指摘の「カジノへののめり込みを防止するとの観点」については、カジノ施設の規模や数の制限のほか、 ・日本人等を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課 ・依存防止規程に基づく本人・家族の申出等による利用制限措置や相談窓口の設置といった、利用者の個別の事情に応じた対応 ・日本人等に対する貸付業務や、広告・勧誘等の誘客時における規制 といった重層的・多段階的な取組を制度的に整備しているところです。
82	国際会議施設、展示等施設、宿泊施設の基準面積以上の面積を有する大規模な施設が造られることと連動して、ゲーミング区域の床面積の上限が広がることになる。依存防止対策としてのゲーミング区域の床面積規制の考え方に矛盾しているのではないかと。	
83	ゲーミング区域につきIR施設の床面積合計の3%と規定するだけでは不十分であり、上限面積については絶対値でも面積の規制を設けるべきである。	
84	ゲーミング区域床面積の上限は、IR施設の床面積の合計の3%とされているが、絶対値が定められていない。これではとても実効性ある規制とは言えない。	
85	カジノは一般国民からの拒否反応が強い。カジノの床面積規制は、絶対数値による上限も併用するべきである。これでは世界一の規制とは到底言えない。	
86	カジノが施設全体の延床面積の3%とされるが、施設面積に比例してカジノの規模が拡大することは避けなければならない。また、我が国の観光の魅力の増進に資する施設の規模を超えるものであってはならないと定めるべきである。	IRの立地地域や規模が未確定である状況では、規模の上限を絶対値で定めることによりカジノ事業の収益を活用して整備されるIRの施設規模が制限される可能性もあり、法の目的である国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するという目的の制約要因となりにかたないため、施行令第6条においては、絶対値による規制ではなく、割合による規制とすることが適切であると考えております。 なお、カジノ施設の規模を規制する上では、上記の法目的を達成するために必要となるIR施設全体の規模と比較して定めることが適切であると考えております。
<b>「特定複合観光施設の床面積」の解釈に関する意見</b>		
87	特定複合観光施設の床面積の定義については、第1号から第6号までで定義される一群の施設とみなす理解されるが、それらを運営するために必要不可欠な設備施設や駐車場、バックヤード、従業員施設等の附帯施設まで含むべきではないかと。	施行令第6条における「特定複合観光施設」は、法第2条第1項に規定されている定義によるものです。「特定複合観光施設」を構成する各施設の定義や各施設に何が含まれるか等については基本方針等で定めることとしております。
88	施行令第6条の「特定複合観光施設の床面積」における「特定複合観光施設」とは、法第2条第1項の定義のとおり、カジノ施設と同条第1項第1号から第5号（第6号に該当する施設がある場合は第6号施設を含む。）までの施設を指すものであり、従って「特定複合観光施設の床面積」にはカジノ施設及び当該第6号施設の面積も合算されるという理解でよいかと。	御質問にあるとおり、カジノ施設及び法第2条第1項第6号に該当する施設の床面積も合算されることとなります。
89	3%の分母に関し、文言通り読みはIR施設の床面積なので、カジノ施設それ自体や立体駐車場全ての床面積を含めるとの理解でよいかと。	「特定複合観光施設の床面積の合計」は、カジノ施設を含むIR施設のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号の定義に該当する全ての建築物の床面積の合計を指すものです。 御指摘の「カジノ施設それ自体や立体駐車場」のうち、カジノ施設については法第2条第1項に定義されておりIR施設に含まれる一方、立体駐車場については、IR施設に該当する建築物であれば含まれることとなりますが、その算入範囲等については区域整備計画の認定に当たり個別に判断することとなります。
90	床面積の定義を明確にしてください。延床面積なのか施工床面積なのか。	「床面積の合計」は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号により算定したIR施設の建築物全体の床面積の合計を指すものです。
91	「特定複合観光施設の床面積」の算出基準・方法について明確にすべく考える。	「特定複合観光施設の床面積の合計」は、IR施設のうち建築基準法第2条第1項第1号の定義に該当する全ての建築物について、建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定した床面積の合計を指すものであり、明確に定まるものと考えております。
92	カジノ施設の最大面積に関する3%規程は、IR施設全体の「床面積」の合計を分母とし、「専らカジノ行為の用に供される部分の床面積」の合計を分子として定められているものと理解している。さらに、ここで用いられる施設全体の「床面積」の定義は建築基準法により定められる「床面積」であることも理解している。そこで、この問題全体に関する疑問として、IRにできるだけ多様な娯楽施設を設けたいと考えることを理解したいただけると、大規模な屋外娯楽施設の開発面積の全体もしくは一部でも施設全体の床面積の中に算入させられないものかと考えるが、如何。例としては、屋外劇場や大規模な多用途テント構造物が考えられるが、これらの施設の床はコンクリートで、電気ガス水道が引かれ、トイレ等の特定区画があるが、全体としては必ずしも完全に独立した区画にはなっていないかもしれない。	規模規制の分母については、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興という法の趣旨に鑑み、IR施設のうち、公益的機能を有する部分であって整備に一定の費用を要する建築物部分の規模を表す床面積の合計とすることが最も適切であると考えております。
<b>ゲーミング区域の床面積の上限に関するその他の意見</b>		
93	立地周辺のインフラや環境対策等に関する立地市町村の施策等の要因により段階的開発（ただし、初回区域整備計画の認定の有効期間である10年以内にすべての特定複合観光施設が整備されることを前提とする）を行う場合、一段階施設の営業を開始する時点のカジノ施設の面積は、法第41条及び本条に基づきカジノ事業の免許を申請する時点において、設置されている営業の開始が可能な特定複合観光施設の床面積の合計の100分の3であるという理解でよいかと。	段階的開発であるか否かにかかわらず、ゲーミング区域の床面積の合計が、営業を開始することとなるIR施設の床面積の合計の3%を超えないこととなっている必要があります。
94	ゲーミング区域の床面積の上限値を設けること。	ゲーミング区域の床面積の上限値は、法第41条第1項第7号及び施行令第6条に基づき、特定複合観光施設の床面積の合計の3%を超えないことと定められております。

No.	意見の概要	事務局の考え方
<b>3. 第7条等（カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象）関係</b>		
95	カジノ事業等の欠格事由などが、金融関係の刑事罰に限られているように思うが、全ての刑罰を対象とすべきではないかと思う。	施行令第7条等で規定する欠格事由としての罰金前科は、カジノ免許等の審査基準の1つとして、禁錮刑に至らない罰金刑であっても、カジノ事業の特性に応じて特に一律に排斥されるべき犯罪類型を対象としており、その内容は、金融関係の犯罪に限られるものではありません。
96	施行令第7条第1項第3号4号、第7条第1項第3号5号、第7条第1項第3号7号、第7条第2項第3号6号、第7条第2項第3号7号、第7条第2項第3号9号などについて、同施行令第7条等で規定する罪の中に社会的保護の対象となっている青少年を不正に働かせることに対する罪が複数含まれているが、もしそれら一連の罪が同施行令第7条等に含まれるべきとするならば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上で定められる同様の趣旨を持つ罪を示した条項も対象として扱われる必要がある。同法上の該当する条項としては、第31条の3、第31条の13、第31条の18、第50条等が挙げられる。	御意見において言及されているのは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第50条第1項第6号（第31条の3第3項第1号違反）、第8号（第31条の13第2項第3号～第6号違反）及び第9号（第31条の18第2項第1号違反）の罪だと思われるが、これらは全て施行令において罰金前科の対象犯罪としております（施行令第7条第1項第3号及び同条第2項第4号参照）。
97	法に基づき行われる（1）民間事業者の選定、（2）区域整備計画の認定、（3）カジノ事業の免許付与、及びそれ以降の区域整備計画の有効期間の更新、カジノ事業免許の有効期間の更新等のプロセスにおいて、民間事業者は、公務員の身分を有する者の行政権の行使について重大な利害関係を有することになると予想される。カジノ事業を含む特定複合観光施設設置運営事業の廉潔性、公正性についてはかかる事業及びかかる事業に関連する公権力の行使に対する国民の信頼を担保するためには、過去及び将来に公務員の公権力の行使に関連した不正が発生した場合、それに相応する不利益を与えることが必須と考えられる。これは、日本国内のみならず、外国における同等の法令に違反し処罰された場合も同様に取り組むべきである。従って、第7条及び第8条に刑法第198条の贈賄に関する罪、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の違反（不正競争防止法第18条第1項、第21条第2項第7号、第22条第1項第3号）の罪及びこれらに相当する外国の法令に基づく罪を追加し、以下のとおり修正することを御提案させていただきます。 【修正案】 第7条第1項第13号として「刑法第百九十八条の贈賄に関する罪、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の違反（不正競争防止法第十八条第一項、第二十一条第二項第七号、第二十二条第一項第三号）の罪及びこれらに相当する外国の法令に基づく罪」を追加（現行第7条第1項第13号以下は番号繰り下げ） 第7条第2項第14号として「刑法第百九十八条の贈賄に関する罪、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の違反（不正競争防止法第十八条第一項、第二十一条第二項第七号）の罪及びこれらに相当する外国の法令に基づく罪」を追加（現行同条同項第14号以下は番号繰り下げ） 第8条 法六十条第二項第一号口の政令で定める罪は、前条第二項第一号から第十四号までに掲げる罪とする。 2 法六十条第二項第二号口の政令で定める罪は、前条第一項第一号から第十三号までに掲げる罪とする。	施行令第7条等で規定する欠格事由としての罰金前科は、カジノ免許等の審査基準の1つとして、禁錮刑に至らない罰金刑であっても、カジノ事業の特性に応じて特に一律に排斥されるべき犯罪類型を対象としています。御指摘の点は、公的な規制の対象となる他の事業においても共通して当てはまるものであることから、特定複合観光施設区域整備法独自の欠格事由としてはおりません。他方で、御指摘の罪に係る罰金前科については、審査基準の1つである「社会的信用」（法第41条第1項第1号～第4号等）の判断のための個別具体的な事情として考慮することが適当と考えられます。
98	カジノ事業者の免許の欠格事由については、カジノ事業者が非違行為を日本国内において起こした場合のみに限らず、同じ事業者（系列グループを含む）の海外での営業における当該行為も違反行為として扱う。そして、欠格ないし営業停止の対象として含めるべきである。	設置運営事業者であるカジノ事業者には兼業禁止義務が課されており、海外でカジノを経営する事業者と「同じ事業者」であるという点には留意されたい。その上で、カジノ事業免許等の申請者が国外で行った行為は、欠格事由として列挙した各罪に国外犯規定がある場合等には欠格事由となり得るほか、系列グループ会社による非違行為は、必要に応じて、カジノ事業者の「社会的信用」（法第41条第1項第1号～第4号等）の判断のための個別具体的な事情として考慮され得ます。
99	法第41条第2項第2号イ(6)、および法第60条第2項第1号口の政令で定める罪として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条の罪に合わせて、第50条第1項の罪が含まれているが、「二年以上の懲役若しくは二百万円以下の罰金」という第49条の罪に対して、法定刑の重さの異なる第50条に定められる罪の一部だけが追加されていることの根拠が見当たらない。本項による法の適用は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条の罪のみに留めておくべきではないか。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第50条第2項は、18歳未満であることを知らなかったことが免責理由にならないことを示しただけであり、御指摘の同法第50条については、同条に定める全ての罪を対象としており、御指摘は当たらないと考えます。
<b>4. 第11条（特定資金受入業務においてカジノ事業者に保証金の供託が義務付けられる受入残高の最低額）関係</b>		
100	預け金は1000万円となっているが、この預け金でいくら借入できるか不明確である。預け金1000万円とすると、それ以上の金額を貸し出す事になるのであろうが、こうした人生を左右する高額な取引は資産10億円とか、厳しい制限を設定するべきだがこれらの規定は明文化されていないのがおかしい。	法において、カジノ事業者は顧客の金銭を受け入れる業務（特定資金受入業務）を行うことができるとされており、カジノ事業者の特定資金受入残高（基準日（毎年3月31日及び9月30日）の時点）が政令で定める額を超える時は、保証金を供託しなければならないとされています。施行令第11条は、この保証金の供託が必要となる特定資金受入残高の最低額を1000万円と定めるものであり、日本人等が貸付けを受けることができる要件としての預託金の金額を規定するものではありません。なお、当該預託金の金額は法第85条第1項第2号のカジノ管理委員会規則で定められることとなります。
101	特定資金受入業務の残高を1000万円としているが、このような多額の金員を預かってまでギャンブルをさせるべきでない。同じカジノ場でのギャンブルの賭額積算合計をマキシム1000万円にし、これに達すれば取引は停止させて退場させ、2ヶ月以上再入場を禁止すべきである。	施行令第11条は、特定資金受入業務において、保証金の供託が必要となる特定資金受入残高の最低額を1000万円と定めるものであり、顧客ごとの預入金額を規定するものではありません。
102	特定資金受け入れ残高の設定を1000万円としているが、このような多額を最低額とするのは問題である。一つのカジノ場での賭け額の累積値を把握し、その制限値を500万円～1000万円として、それに達したらギャンブルを停止させるべきである。	
<b>5. 第15条（IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設）関係</b>		
103	IR、カジノに関する広告については、無差別な勧誘につながるテレビ、ラジオ、インターネット、SNSやホテル広告塔など一切を禁止する必要がある。	カジノ事業等に関するテレビ、ラジオ、インターネット、SNS等の広告についても、法の広告規制の対象となるため、虚偽・誇大な表示や説明等は禁止されます。加えて、カジノ事業等に関して広告・勧誘をするときは、20歳未満の者に対する影響やカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、広告・勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならず、また、カジノ管理委員会は、この趣旨に照らして必要があるときは、広告・勧誘をする者が従うべき「広告勧誘指針」を示すことができることとなっております。製造たばこに係る広告を行う際の指針（平成16年財務省告示第109号）においては、例えば、テレビやラジオ及びインターネット等におけるたばこ広告は、成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこととされており、カジノに係る広告勧誘指針についても、このようなものを参考に、テレビ、ラジオ、インターネット等における広告の禁止も含めて検討していくことを想定しています。

No.	意見の概要	事務局の考え方
104	「空港内の旅客ターミナル施設又は～港湾内の旅客施設（これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続を完了するまで滞在することができる部分に限る。）」とあるが、ICTの技術を用いてこの範囲（IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設）限定でしか閲覧できない等の対策をとれば、スマートフォン等による広告提供は可能か。	個別の事例についての判断は致しかねますが、仮に御質問の方法による広告提供がどう等（ピラ、パンフレット又はこれらに類する広告の用に供される文書図画をいう。）の頒布に該当するのであれば、施行令第15条で定める施設において実施することは可能となります。ただし、その場合においても、虚偽・誇大な表示や説明等は禁止されます。 加えて、カジノ事業等に関して広告・勧誘をするときは、20歳未満の者に対する影響やカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、広告・勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならず、また、カジノ管理委員会は、この趣旨に照らして必要があるときは、広告・勧誘をする者が従うべき「広告勧誘指針」を示すことができることとなっております。 製造たばこに係る広告を行う際の指針（平成16年財務省告示第109号）においては、例えば、テレビやラジオ及びインターネット等におけるたばこ広告は、成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこととされており、カジノに係る広告勧誘指針についても、このようなものを参考に、テレビ、ラジオ、インターネット等における広告の禁止も含めて検討していくことを想定しています。
105	法第106条第2項第1号には、「何人」も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告または勧誘をするときは、次に掲げる表示または説明をしてはならないとあるが、個人媒体を通じた情報発信・拡散の可能性が考えられる。例えば、カジノ施設内でのカジノ広告物を写真・動画に撮り、それらをSNS・動画サイト上で拡散させる行為についてはどのように考えているか。	媒体にかかわらず、広告に当たるものであれば、カジノ事業等に関するものについては法の広告規制の対象となります。
106	「カジノ事業」の広告表示を国際的な空港や港で外国人客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定することを尊重する。しかし、ホテル、MICE、レストランなど、IRが持つ他の施設の広告について、出入国エリア以外で日本人が見られるようにすることにってはさらなる明確な定義を求める。	法の広告・勧誘規制は、あくまでカジノ事業又はカジノ施設に関する広告・勧誘を規制するものであり、ホテル、MICE、レストラン等、他のIRの施設に関する広告・勧誘まで規制するものではありません。
107	「カジノ事業」に関する広告規制の意図については理解している。他国における同様のカジノ広告規制では、例えば、「スロット・トナメント特別賞」広告のように直接的にギャンブルを勧める広告を制限している。一方、カジノ事業者が提供するギャンブル以外の付帯的なイベントに対しても同じような広告規制が適用されるのか。例えばライブ・ジャズ演奏～カジノ・セントラル・バーにてといった広告が考えられる。	法では、カジノ事業のみならず、カジノ施設に関する広告・勧誘についても規制の対象となります。
<b>6. 第16条（現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲）関係</b>		
<b>報告対象となる金額を低くするべきという意見</b>		
108	届出が必要な現金の取引が、100万円を超える場合とするのは妥当ではなく、犯罪収益移転防止法にならって10万円にすべきである。	本施行令により犯罪収益移転防止法施行令を改正し、カジノ口座の開設や30万円超のチップの購入等を特定取引に位置付けることとしており、それらの取引を行う場合には、カジノ事業者は顧客について取引時確認等を行うことが義務付けられます。 法第109条第1項に基づく取引の届出（CTR）はカジノ事業がマネー・ロンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入されていること等を踏まえ、上記の犯罪収益移転防止法の規制に上乗せして導入された制度であり、施行令第16条第2項の金額については、米国が1万ドル超、シンガポールが1万シンガポールドル以上とされていることを踏まえ、100万円超としたものです。
109	カジノ事業者が、カジノ管理委員会に届出を要する取引につき、100万円を超える現金の支払いをするものと規定がなされているが、この額を10万円にすべきである。	法第109条第1項に基づく取引の届出（CTR）はカジノ事業がマネー・ロンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入されていること等を踏まえ、犯罪収益移転防止法の規制に上乗せして導入された制度であり、施行令第16条第2項の金額については、米国が1万ドル超、シンガポールが1万シンガポールドル以上とされていることを踏まえ、100万円超としたものです。
110	現金取引報告の対象は、少なくとも10万円以上の取引とするよう強く求める。	
111	カジノ事業者がカジノ管理委員会に対して届出をしなければならない（現金取引報告の対象となる）取引の範囲について、施行令案は、100万円を超える現金の受払をするものと定めているが、不十分である。シンガポールでは、1万シンガポールドル（約80万円）以上の現金取引報告要求をしていることと比較しても、施行令案内容では、たとえ「世界最高水準の厳格なカジノ営業規制」がなされているとはいえない。現金取引報告の対象となる取引は、100万円を超えるものに限定せず、より広範囲（低額）の取引も、対象とすべきである。	施行令第16条第2項の金額については、米国が1万ドル超、シンガポールが1万シンガポールドル以上とされていることを踏まえ、100万円超としたものであるが、我が国のカジノではこのほか、一律にチップの譲渡及び持出しを禁止するなど、他国に例を見ないマネー・ロンダリング対策を講じていることとしており、これらを総合的に組み合わせることで世界最高水準のカジノ規制がなされることになると考えています。
<b>報告対象となる金額を高くするべきという意見</b>		
112	法第109条で定められる「取引の届出」が義務付けられる金額が100万円となっているが、同様の趣旨で定められている犯罪収益移転防止法では金融機関および非金融機関に求められている届出が必要な取引金額の閾値を200万円としている。2008年のFATF（Financial Action Task Force）相互審査評価では、この閾値を国際標準に合わせ100万円にするようこの勧告があったのは事実であるが、この勧告は我が国の全ての金融機関、および非金融機関への取引届出の閾値の修正を求めたものであり、当然ながら当時は国内に存在していなかったカジノを対象として行われた勧告でもない。本項に定める閾値は、同一の目的で定められている関連する法令に倣って一律に200万円とし、その閾値の引き下げに関してはカジノ以外の金融機関および非金融機関に取引届出に求められている業種全体を対象とした修正論議を改めて行うべきではないか。	法第109条第1項に基づく取引の届出（CTR）はカジノ事業がマネー・ロンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入されていること等を踏まえ、犯罪収益移転防止法の規制に上乗せして導入された制度であり、施行令第16条第2項の金額については、米国が1万ドル超、シンガポールが1万シンガポールドル以上とされていることを踏まえ、100万円超としたものです。
<b>報告対象となる取引の範囲に関するその他の意見</b>		
113	現金取引報告の対象範囲として100万円以上としているが、カジノの客と事業者間の現金・チップ交換等の取引は、全てを記録させるべきである。そうしなければマネロンや脱税も防げない。ギャンブル依存防止のため、客1個人につき1回50万円以上、1日100万円、1週間300万円、1ヶ月1000万円以上の賭け行為の取引は禁止するべきである。	法第109条第1項に基づく取引の届出（CTR）はカジノ事業がマネー・ロンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入されていること等を踏まえ、犯罪収益移転防止法の規制に上乗せして導入された制度です。 CTRについては、金額が100万円超の現金取引を対象としています。現金とチップの交換は、犯罪収益移転防止法第7条の規定に基づき、その金額が1万円以下の少額である場合を除き、カジノ事業者は全ての取引について取引記録を作成する義務があります。 なお、上記の取引記録を作成する範囲は、銀行等の既存の特定事業者共通して適用されるものであり、カジノ事業者についてもそれに倣っています。
114	現金取引報告の範囲を100万円としているが、カジノ客と事業者との現金/チップ交換は全て記録させることが必要である。	
115	「チップの交付若しくは付与又は受領をする取引」は、法第109条第1項の届出の対象となるが、現金のみではなく、元本の拠出があり、かつ、容易に換領することができる電子マネーで購入されたチップに関しても、届出が必要となる範囲に含まれるとの認識で間違いはないか。	法第109条第1項に基づく取引の届出（CTR）はカジノ事業がマネー・ロンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入されていること等を踏まえ、犯罪収益移転防止法の規制に上乗せして導入された制度ですが、その対象は現金により支払いが行われたもののみとなっています。
116	法第109条第1項には、「政令で定める額を超える現金の支払いをするものを行ったときは」とあるが、カジノ管理委員会に届け出が必要で当該取引の内容には、顧客の個人情報に含まれるか。また、含まれる場合、個人情報の管理責任は、カジノ管理委員会が持つことになるのか。	法第109条第1項により、カジノ管理委員会に届け出ることとされている「当該取引の内容」については、施行令第16条第1項の各号に掲げる取引の別を指すものですが、「当該取引の内容」及び「金額」以外のカジノ管理委員会に届け出事項については、カジノ管理委員会規則において定められることとなっています。
117	統合型リゾート（IR）と利用者の間に100万円を超える金額で取引が行われた場合は必ず現金取引報告書（CTR）を作成すべき。	法第109条第1項に基づく取引の届出（CTR）は、カジノ事業がマネー・ロンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入されていること等を踏まえ導入された制度であり、カジノ以外のIRにおける取引についてまでCTRを導入する必要はないと考えています。

No.	意見の概要	事務局の考え方
118	<p>今回の施行令案では、「特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領」について、一定額を超える場合は、カジノ管理委員会の届出が必要となっているが、マネー・ロンダリングとの関係では、むしろ、特定資金貸付契約に基づき貸し付ける段階で届出をさせる方が実効性が高まるものと考え、特定資金貸付契約に係る現金の受払いに関して「債権の弁済の受領」の場合だけ届出を求めている趣旨は何か。当該債権の譲受者が弁済を受領する場合はかかる届出が不要であること（法第90条が法第109条を準用していない）と比較しても、「債権の弁済の受領」の場面で届出を求める必要はないのではないかと考える。</p>	<p>法第109条第1項に基づく取引の届出（CTR）の対象は現金により支払いが行われたもののみであるところ、特定資金貸付契約の個々の貸付けについては、法第76条第1項の規定の趣旨から現金による貸付けは想定されないため、対象とはしていません。一方、特定資金貸付契約に係る弁済の受領については現金による支払いが想定されるため、対象としています。</p> <p>なお、CTRの対象とされる取引については、犯罪収益移転防止法上の取引時確認により本人特定事項を確認する取引であって現金の支払いが想定されるものを対象としています。犯罪収益移転防止法は「債権の譲受者」に取引時確認の義務を課しておらず、本人特定事項を確認する義務がないことから、CTRの対象とはしていません。</p>
<p><b>7. 附則第3条（犯罪収益移転防止法施行令の一部改正）関係</b></p>		
119	<p>特定資金貸付業務の特定取引の規定について、30万円超を対象としているが、犯罪収益移転防止法では10万円超を対象としているので整合性が取れない。30万円をチップに交換して、そのまま現金化すれば安易にマネロンができてしまう。マネロン対策が不十分である。</p>	<p>現行の犯罪収益移転防止法施行令において金融機関等による金銭の貸付けを内容とする契約を特定取引と定めていることと同様、今回の改正により、金額に関係なく全ての「特定資金貸付契約の締結」を特定取引と定めることとしております。</p> <p>また、現行の犯罪収益移転防止法施行令において、現金等の支払いを伴って200万円を超える債権の弁済を金融機関等が受領する取引は特定取引に該当するところ、「特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領」については30万円を超える債権の場合を特定取引としています。これは、FATF勧告2及びその解釈ノートにおいて、カジノにおいて顧客が3000ドル/ユーロ以上の金融取引に従事する場合に顧客管理措置をとることを求めていることを踏まえたものです。</p> <p>以上から、整合性が取れないとする御指摘は当たらないと考えております。</p> <p>なお、自ら持参した30万円の現金をチップに交換し、そのチップをカジノ行為を行うことなく、そのまま現金と再び交換することは、疑わしい取引として、カジノ事業者からカジノ管理委員会に届出がされることがあります。これらのとおり、カジノにおけるマネー・ロンダリングの防止に万全を期しております。</p>